平成31年第2回教育委員会定例会 (1月29日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成31年1月29日(火)午後2時06分から午後3時27分

場 所 教育委員会室

出 席 者

矢下 薫 教 育 長 教育長職務代理者 髙森 大乗 委 垣内恵美子 員 委 員 末廣 照純 委 員 樋口 清秀

説明のために出席した事務局職員

事務局次長 田中 充 務 小澤 隆 兼 事務局副参事 学 務 課 長 山田 安宏 児童保育課長 佐々木洋人 放課後対策担当課長 福田 兼一 指 道 課 長 小柴 憲一 教育改革担当課長 倉島 敬和 兼教育支援館長 生涯学習課長 吉本 由紀 櫻井 洋二 スポーツ振興課長 中央図書館長 妥 宇野

日 程

日程第1 議案審議

第3号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取につい て

第4号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務 災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第5号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

- 1 協議事項
- (1)児童保育課

ア 認可保育所の開設について

- (2)放課後対策担当
 - イ こどもクラブの定員変更等について
- (3)指導課
 - ウ 台東区部活動ガイドラインの策定について
- 2 報告事項
- (1)庶務課
 - ア 平成31年度教育委員会及び連合校園長会の日程について
 - イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について
- (2)学務課
 - ウ 平成30年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について
 - エ 小児生活習慣病予防健診 これまでの経過と今後の対応について
- (3)児童保育課
 - オ 認可保育所の開設予定時期等の変更について
- (4)指導課
 - カ 台東区優秀教員・優秀団体奨励について
- (5)中央図書館
 - キ 東浅草小学校大規模改修に伴う東浅草なかよし図書館の休館について
- 3 その他

午後2時06分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成31年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承 ください。

日程第1 議案審議

第3号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第3号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第3号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められている ため、提出したものでございます。

新旧対照表をご覧ください。東京都台東区池波社会教育振興基金について、基金の額を、現行の1億9,600万円から100万円を取り崩し、1億9,500万円とするもので、本年4月1日から施行するものでございます。なお、取り崩します100万円につきましては、平成31年度予算に繰入金として計上し、中央図書館の、池波正太郎記念文庫の事業費に充当いたします。

それでは、議案の裏面にお戻りください。教育委員会意見案として、本委員会としては 原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと 思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第4号議案

矢下教育長 次に第4号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、第4号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及

び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、本委員会の意見を求められているため、提出するものでございます。

それでは、議案をおめくりいただきまして、3枚目にあります、新旧対照表をご覧ください。先般東京都職員の給与に関する条例の改正によりまして、休業補償などを積算するための基礎額としている、東京都条例が改正されたことに伴い、別表の補償基礎額表を資料に記載のとおり改正するものでございます。

お手数ですが、議案の1枚目の裏面をご覧ください。本委員会の意見として、原案に異 存ありませんといたしました。本案についてよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお 願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと 思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、提案どおり決定いたしました。

第5号議案

矢下教育長 次に、第5号議案を議題といたします。放課後対策担当課長、説明をお願いします。

放課後対策担当課長 第5号議案、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に関し、規定の整備を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出いたします。

恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。平成31年4月1日より、専門職業人の養成を目的とする、新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられます。この専門職大学は、前期・後期に課程を区分することができ、前期課程の修了者には、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成したものとみなし、短期大学士相当の学位が授与されることから、放課後児童支援員の基礎資格を有するものとして位置づけるため、第10条第3項第5号中、卒業した者の次に、当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むと加えるものでございます。

付則でございます。本条例は、本年4月1日より施行いたします。

それでは議案の裏面にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、 原案に異存ありませんといたしました。 説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1)児童保育課 ア

矢下教育長 それでは、日程第2、教育長報告に入ります。まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、児童保育課のアについて、児童保育課長、説明をお願いします。

児童保育課長 それでは、協議事項、認可保育所の開設について、ご説明をいたします。 資料1をご覧ください。

認可保育所の整備につきましては、通年公募を実施しているところでございますが、今回は2件の提案について、今後開設に向けて進めてまいりたいと考えております。

まず項番1、公募による提案の概要です。一つ目の施設は、認可保育所「(仮称)チェリッシュ浅草橋保育園」です。開設予定日は、2020年4月1日。所在地は浅草橋三丁目19番4号となります。定員は1歳から5歳で60名を予定しております。建物構造・延床面積は資料記載のとおりでございます。運営事業者は、株式会社チャイルドステージで、区内で認可保育所を2園、そのほか、都内で認可保育所を3園、認証保育所を2園、小規模保育事業所を3園運営している事業者でございます。

資料2ページをご覧ください。二つ目の施設は、「(仮称)ポピンズナーサリースクール蔵前」です。開設予定日は2020年の4月1日所在地は三筋一丁目7番9号となります。定員は0歳から5歳で、90名を予定しております。構造・延床面積は資料のとおりです。運営事業者は、株式会社ポピンズでございまして、区内では認証保育所1園を運営しており、そのほか都内で認可保育所27園、認定こども園1園などを運営しており、全国で保育教育施設を多数運営している事業者でございます。

項番2提案の審査でございます。審査日は平成31年1月22日でございました。(2)審査方法です。区内に比較できる同種の施設が存在することから、良好な運営をしているとされる他の施設を参考として、それと同水準であれば、それを標準点とさせていただき、今回の提案が標準点以上であれば、選定することといたしました。(3)審査委員につきましては、資料のとおりです。

恐れ入ります、資料の3ページをご覧ください。(4)審査結果でございます。得点につきましては表のとおりで、2者とも標準点を超えており、選定いたしました。

項番3、今後のスケジュールです。来月、2月12日に開催される区議会第1回定例会子育 て支援特別委員会において、ご報告する予定でございます。その後開設に向けて準備を進 めてまいります。

協議事項の説明は以上でございます。本件についてご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、児童保育課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2)放課後対策担当 イ

矢下教育長 次に、放課後対策担当のイについて、放課後対策担当課長、説明をお願い します。

放課後対策担当課長 協議事項イ、こどもクラブの定員変更等について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、内容です。定員変更を行うクラブが、2クラブと、新規開設が2クラブございます。定員変更につきましては、東浅草こどもクラブの定員を8名増加させて、50名に変更いたします。浅草橋こどもクラブの定員を10名減少させて、65名に変更いたします。新規開設につきましては、蔵前こどもクラブが定員80名、根岸こどもクラブが定員50名で開設いたします。

項番2の理由です。東浅草こどもクラブにつきましては、これまでも第1希望で利用申請を出される方が定員数以上おりました。今回、学校にご協力いただき、面積要件等の基準を確保可能なため、定員を拡大いたします。浅草橋こどもクラブにつきましては、蔵前小学校の校舎仮移転に伴い、仮移転先の校舎の一部を使用して定員拡大を行っておりましたが、仮移転の終了に伴い、従来の定員に戻すものでございます。あわせまして、新設開設の蔵前こどもクラブ及び根岸こどもクラブの定員を新たに定めるものでございます。

項番3、施行日です。蔵前こどもクラブにつきましては、平成31年2月1日から、その他のこどもクラブについては、同年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 この定員の変更によって、利用者の方々のニーズに十分こたえられるという

理解でよろしいんでしょうか。特に新設の場合は、これで潜在的なニーズにも応えられる という見込みでよろしかったでしょうか。

放課後対策担当課長 本年度の利用につきましては、ただいま利用受付をしていまして、調整をしているところでございますが、このクラブだけで受け入れられない場合は、第2、第3希望のほうで受け入れをするということで、待機児童については減らしていきたいということを考えております。

垣内委員 待機児童はどのくらいを想定されていますか。

放課後対策担当課長 今調整中ではございます。あとは、例年、この期間に民間の学童を申し込まれる方も非常に多くいらっしゃいまして、待機児童になられた方にも、連絡をすると取り下げをされるという方も非常に多いので、現時点で待機児童数についてはお伝えしづらいところです。

高森委員 平成28年の2学期から蔵前小学校が大規模改修ということで、その近隣にいた子供たちのこどもクラブのことで当時は随分問題に上がったのですけれども、今回、この蔵前こどもクラブは新規開設で、新しく80名の定員を設けて受け入れるわけですが、そのあたりのバランスというのは、もう大体クリアできそうでしょうか。

放課後対策担当課長 今回、周知のほうも丁寧にさせていただいておりまして、今、浅草橋こどもクラブに入会されている方も、スムーズに2月からこどもクラブが、新校舎の中に入るということで申し込みを既にいただいておりますし、特に苦情等もなくスムーズな移行ができているのかなと思います。

中には、蔵前小学校の中にできるこどもクラブではなくて、近隣のほかのこどもクラブを希望される方もいらっしゃるというところで、十分需要に対して供給はできるのかなと思います。

矢下教育長 いかがですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、放課後対策担当のイについては、協議どおり決定いたしたいと 思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3)指導課 ウ

矢下教育長 次に、指導課のウについて、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 それでは、台東区部活動ガイドラインの策定についてご説明いたします。

項番1、目的についてです。本ガイドラインは、生徒が授業とは異なる集団の中で社会性を身につけるとともに、顧問教員にとっても一層のやりがいを感じ、家庭や地域社会から信頼される部活動指導の展開を図ることを目的として策定いたしました。なお、本ガイドラインですが、本委員会でもご承認いただきました、台東区立学校における働き方改革

プランを受けるとともに、スポーツ庁より示されたガイドラインのほか、これまで運動部活動の指針となっていた、平成25年の文科省のガイドライン、平成30年の都教委の方針などを踏まえ、文化系を含めて策定したものです。

項番の2、概要についてです。第1に、学校における指導方針及び各部活動の指導方針並びに活動計画を作成・公表するとともに、学校における指導方針に基づいて部活動が適切に実施されていることを確認するために、毎月の実施状況について、管理職が点検することといたしました。

第2に、生徒の心身の健全な発達や、顧問教諭の負担軽減のために、休養日及び活動時間の基準を設定いたしました。給与日につきましては、週あたり2日以上の休養日を設けることを原則といたしました。しかしながら、大会等の参加に向けての直前練習や、定期考査前の部活動停止期間等を考慮しますと、毎週同様に休養日を設定することが難しいことから、1か月や学期等のある程度長い期間や、年間における目安を示しました。活動時間につきましては、平日の練習時間は2時間程度、週休日等は3時間程度といたしました。なお、長期休業中の活動については、家庭での生活時間確保などを考慮し、学期中の週休日等に準じた扱い、つまり3時間程度といたしました。

第3の外部指導員との連携についてですが、現在本区では、部活動実技指導補助員制度における外部指導員の配置事業として、専門的な技術指導を依頼しているところですが、部活動指導員につきましては、今後、東京都教育委員会及び他地区の採用実施状況から情報収集をするとともに、適切な人材の確保や職務内容のあり方、事故の対応などの課題の解決が図れるかどうかを見極めた上で、実施に向けて検討してまいります。

第4に運営上の留意点についてでございます。本ガイドラインでは、これまで説明させていただいた3点のほかにも、指導者としてのあり方や、生徒の自主的・自発的な取組の推進、体罰等の防止、保護者との連携、安全管理と事故防止などの部活動運営上の留意点等についても記載しており、顧問教員の部活動に対する取り組みを支えるものと考えております。

項番3、運用開始予定日につきましては、平成31年4月1日と考えております。

台東区部活動ガイドラインについてのご説明は以上でございますが、恐れ入りますが、1点だけ訂正をお願いいたします。配付いたしました冊子のほうでございます。4ページをおあけください。4ページ、項番3、台東区の現状と課題という項目になっているかと思います。その本文の大体真ん中ら辺なんですが、行の一番左側が、「活動時間の設定については」という行があるかと思います。現行では、「活動時間の設定については、5校が3時間程度、1校が4時間程度」というふうに記載をしておりますが、この5校・1校が逆になっておりまして、正しくは、「1校が3時間程度、5校が4時間程度」となります。なお、この記載の変更に伴いまして、この本文中の意味合いが変更になったり、矛盾が生じることはございません。

つきましては、よろしくご協議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

髙森委員 このガイドラインが策定されて実行に移された場合に、これによって、現状と比べてどのくらいの先生方の負担が減るのか、あるいは稼働率がどうなるのかというのは、大体どれくらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

指導課長 4ページのところに現状がございます。例えば先ほど訂正させていただところの、5校が4時間程度というふうになっておりますが、この4時間程度という回答が実活動だとするならば、これが3時間程度になるかと思います。なお、ガイドラインでは、準備や片づけの時間は含まないとしていますので、実活動時間が3時間程度になってくるということは、十分に考えられるかと思います。

また、土日の両方とも活動していると回答しているところも、制限をされるわけでなく、 大会前とかはあり得ますけれども、そうでないときには、生徒にも十分休養を与える、ま た、教員もリフレッシュをするということになるかと思います。

髙森委員 ちなみに、部活の種類にもよるでしょうけれども、準備のための時間というのは、どのくらいかかっていると考えているのでしょうか。

指導課長 これは運動部の場合ですが、種目によってもさまざま違うんですが、例えば、ネット競技ですと、ネットをかけたり、またフロアを雑巾がけしたりというようなことで、相当の、30分は時間がかかるかなというふうには思います。

髙森委員 ガイドラインではそこは外すわけですね。

指導課長 準備・片づけ・移動時間等は外しております。

末廣委員 今のところですが、1校は設定していないということですが、これはあえて新しく決めたガイドラインを無視してやるという、そういう意味合いの話でしょうか。

指導課長 現状では、1校は特に何時間にしましょうという設定はしていないところですが、このガイドラインの運用によりまして、設定しないという学校はゼロになってくることになると思います。

樋口委員 6ページですが、休養日及び活動時間の設定についての、この主体はこの部活動の経営を直接担う指導者になりますか、それとも、学校の責任者である校長になりますか。

指導課長 顧問は活動計画を作成して、校長の承認を得るということになっておりますので、最終的には管理職、校長になりますが、各顧問がこれは十分管理をしながら設定していかなければ、運用はできないかなと考えております。

樋口委員 ただ、やっぱり6ページの下のこの括弧の中の「生徒の生育・発達から見て、 大会等に参加する回数についても配慮する」はこれは最終的に校長の指導権で決定したほうがいいかなという感じがするんですね。保護者の経済負担等々、これはちょっと顧問が やるのは少しきついんじゃないかと思います。

指導課長 もちろん校長の強いリーダーシップというのは、当然なければなかなかできないかとは思うのですが、種目によっては、いわゆる中体連の大会でもない、例えば過去

に非常に優秀な顧問の先生がいて、それをたたえるためにその先生の名前をつけて何々大会とかというようなものを実施しているものもあります。例えばそういうようなものは、その部活の顧問会の中で協議をして行くということも必要になってきますので、そこの細部まで、ちょっと校長はなかなか把握はできないところもあるかと思いますので、顧問からそういう報告を受けて、校長が承認をして行くという、そういう流れになるかと思います。

樋口委員 そうしますと、顧問がやりたいけど、校長がだめだという事態が発生しませんか。こういう招待試合等々については、学校単位で責任を明確にしておいたほうが良いと思います。所謂、顧問は参加すると言いながら、校長は学校全体の教育を考えたらちょっとまずいという判断をすることだってあり得るわけでして、いや今までの招待試合等々はうちのクラブの伝統ですと言われたら、校長は何も言えなくなってしまわないですか。そうしたら、学校運営自体がちょっと厳しくありませんか。

指導課長 このガイドラインを踏まえて、学校としては保護者の方々に、やはり部活動 保護者説明会で、活動方針というのはやはり説明することになるかと思います。

そのような中で、各部活動でも、大会の参加などについての精選はしていくというようなことは、当然説明することになりますし、教職員に対しても精選をするようにと。もう既に、精選を十分にされている部活は別ですけれども、非常に回数の多い部活については、当然校長のほうから、負担を軽減するための精選をしなさいというような指示は、当然出てくるかと思います。それを受けて、顧問のほうとして、どれが精査できるかということを検討することになると思います。

樋口委員 ぜひとも気をつけてほしいのは、今回のこの話は働き方改革ですので、主体は、校長が全体をみて、学校運営の中で教員はどれだけ働くべきか、どれ以上働いたらまずいのか、その中でクラブ活動の指導及び引率等々があるわけですので。やっぱりある程度校長が責任を持って、教えるということが重要だから、ここの主語は、あくまで校長ということにしたほうがいいと思います。

指導課長 説明が不十分で申しわけございませんでした。最終的に、やはり責任をとるのは校長ですので、この主語とかというのは、学校という場合には、全て極めて行けば校長になりますので、これは校長の責任としてやっていくことになります。

あと、補足のご説明ですが、働き方改革プランを受けて作成されたものではございますが、確かに教員の働き方改革にも寄与するものではございますが、一方で、子供たちの健全な成長のためにという狙いもあって、休養日の設定とかというものは、スポーツ庁のほうとしても策定しております。

末廣委員 外部指導員の件ですが、10ページですね。学校がこの部分に関しては、外部 指導員が欲しいという、その申請があった場合には、いろいろと審査するんでしょうけど、 大体基本的には、そういう要望があった場合には、全部認める方針なんですか。

指導課長 当然、校長は外部指導員と面接をします。顧問の判断では、当然採用はしま

せん。やはり、学校経営の一端を担うものですので、校長が面接をした上で、また本校の学校経営方針、そして部活の経営方針を説明した上で、これはきちっとやってもらえるというのが把握できた段階で手伝ってもらうと、技術指導をしていただくということになるかと思います。

末廣委員 その一つの学校で多くの部がそういう申請をした場合には、妥当と認められれば、教育委員会は認めるということですか。

指導課長 妥当であれば認めるんですが、報償費というのはまたちょっと別の問題で、 上限がありますので、その報償費の範囲内で技術指導をしていただくということになるか と思います。

末廣委員 あと外部指導員は、対外活動の引率とか、そういうのは責任をもってやる立場ではないわけですね。やっぱり顧問が行くんでしょうか。

指導課長 この外部指導員につきましては、一人で引率をすることはできません。

垣内委員 私も同じところなんですけれども、教員の方の負担を減らしてクオリティを維持するということを考えると、内容の精査も大事ですけど、いろいろな人を増やすというのはとても重要なことで、これまでできなかった部活動指導員ですが、新たに活用できるようになったと、これは区で採用しますので、先ほどの外部指導員の報償費よりも多分コストがかかるのではないかと思うんですけれども、こういう制度ができた以上、それは非常に有効に使われるといいのかなというところもありまして、ここの報告書では、実施に向けて検討と書いてありますけれども、実際に、今の見込み上、やっぱりこちらに置きかえていく方向をお考えなのか。あるいは全くまだ何も決めていないのか、あるいはコストの問題でちょっと躊躇されているのか、そのあたり、現状で差し支えのない範囲で教えていただけますか。

指導課長 コストの部分については、まずはちょっと後で考えるということがあります。 といいますのも、中学校長会は、このいわゆる非常勤職員の部活動指導員の導入について は、慎重な体制でいます。

といいますのも、さまざまな問題が起きることが想像される。一点として、どういう人材がはたしてなってくれるのかということと、そういう方が、はたして学校の経営方針に準じた指導をしてくれるのかどうかというのがありますので、まず中学校長会とも協議をしながら、先ほどもご説明しましたが、東京都教育委員会や、あるいは他地区、東京都内で、他地区で、まだ先行事例というものがなかなか見つからないところもございますので、先行事例などというものも研究して、課題の解決が図れると見込めたときに、例えばコストは幾らかかるかとか、何人必要かという具体的なことは考えて行きたいというふうに思っております。

髙森委員 私も樋口先生のご意見には賛同なんですが、6ページの先ほどの下の囲みの部分で、子供たちに、児童や生徒の発達段階とか、教育の内容等を考慮しながら先生方には取り組んでいただくことになるんですが、一つネックになっているのは、私は保護者だ

と思うんですよ。意外とこの部活動には、保護者の期待だとか、ニーズだとか、そういったものが随分と反映されて、影響を受けている活動もあると思うんですね。ぜひ全国大会に行ってトロフィーをとってきてほしいとか。そういった保護者に対しての啓発だとかも、必要だと思います。要するに、学校での部活動の本当の意義は、別に全国大会に出ることでも優勝することでもないんですよとか。それ以外にもっと大事な部分、大切にしたい部分が教育の中にはあるんですということを、保護者に対しても理解を求めていくということは必要だと思うのですが、こういったガイドラインについては、当然一般に保護者の目にも触れるんでしょうけれども、そういった説明をするときに、顧問の先生から、保護者に対してのそういった説明というものも欠かせないと思うんですが、そういったことはご検討されていますでしょうか。

指導課長 区内7校ともに、年度当初には部活動保護者会、保護者の部活動に関する保護者会を実施しますので、そこで当然平成31年度にはこの説明をしなければならないと思います。やはり鍵となるのは、いわゆる効率的・効果的な練習をすることが今一番求められている、別に無駄に長く時間を延ばして練習しているとは思わないんですけれども、それをもっと効果的・効率的に練習をしていく。そして、いわゆる科学的根拠のあるトレーニングを取り入れたりして行くということ、これはやはりご説明しなければいけないということと、あと入部してくる子供たちのニーズが多様化されている。どの子にもというか、全ての子にやはり満足できるような部活動の運営をして行くというようなこともご説明はしていかなければならないと思います。

ただ、一方で、勝敗のある、いわゆる競技であるならば、また、コンクールで評価の出るものであるならば、やはりその高いものを目指していくというのは、当然一つの目標になるのは、これはもう揺るがない事実かなというふうには思っております。

高森委員 12ページの安全管理と事故防止の中の、指導上の留意事項の(3)。そこに、施設・設備・用具の安全点検と安全管理とありますが、この施設というのは何を指すのか教えていただけますでしょうか。

指導課長 施設は、もう備えられているものですので、例えば校庭であるとか、体育館であるとか、バスケットのリングであるとか、そういうものが入ってくるかと思います。

髙森委員 部活動によっては、学外で活動することがあるんですけれども、活動場所が 例えば、一般の公道だとか、公園だとか、そういったところで練習をすることもあると思 うのですが、その辺の安全点検だとか、確保はここには含まれないのでしょうか。

指導課長 公園で練習をするということを想定はしてはいないんですけれども、ただ、 学校外、周りを、いわゆる周回をランニングするとかということは十分考えられるかと思 います。また、他校にいって練習するということもあり得ると思いますけれども、これは 当然他校の施設整備に関しても同様のことが言えると思います。

髙森委員 もし、例えば学校の周りの公道を使ってランニングなどの練習をする場合は、 その安全点検あるいは、安全確保ということもどこかでつけ加えたほうがいいかなと思っ たのです。要するに活動する空間の安全確保ですね。裏の13ページにはですね、その辺も含まれた言葉が、リスクマネジメントの中にあって、活動場所の安全点検というのがあるので、こういう表現にすれば、活動場所というのは学内だけではなくて、その周辺の公道等も含まれるかなと思うのですけれども、表現をどちらかに統一するかして、あるいは、もし足りなければ、そこに加えるなどしておけばよろしいかなと思います。

指導課長 ありがとうございます。12ページにつきまして、例えば、案でございますけれども、「校内・校外に関わらず活動場所の」というのを冒頭に入れるなど、あるいは「活動場所の」と入れるなど、その点については、今ちょっと案を申し上げましたけれど、修正を考えて行きます。

高森委員 あともう一ついいでしょうか。15ページの、その他の項目の指導上の留意事項にある、合同チームという言葉。このご説明をお願いします。

指導課長 チームとして出場する競技の場合、そのチームの人数がそろわないと大会に参加できないという、そういう条件があります。そのような場合に、1校単位でその人数が集まらない場合に、他校の同じ部活動と連携をして、何々チームということで、大会に参加したりする、そういうものを合同チームというふうに言ってございます。

髙森委員 実際にもう、こういった形で運用されているものなんでしょうか。

指導課長 本区内では、浅草中学校の剣道部が合同チームを編成していると聞いております。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、指導課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

矢下教育長 次に報告事項を議題といたします。はじめに、庶務課のア及びイについて、 庶務課長報告をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、平成31年度教育委員会及び連合校園長会の日程について、ご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

はじめに、表の左側でございますが、教育委員会は今年度と同様月2回の開催を予定しております。なお、一番左端にございますとおり、5月、9月、11月、1月には、出前教育委員会も予定しているところでございます。右側の表でございますが、連合校園長会は、原則として月に役員会を1回、全体会を1回予定しておりまして、こちらは、4月、10月、1月に教育委員の出席を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

平成31年度教育委員会・連合校園長会の日程については以上でございます。

続きまして、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての、平成30年12月 分についてご報告させていただきます。資料5をご覧ください。

まず児童保育課取扱分1件でございます。保育園におけるパワーハラスメントと危機管理についてということで、保育園の運営会社が変更されたが、新運営会社が園長に出社停止を命じ、園長不在の期間があったことについて調査し、対応を求めるものでございました。

続きまして、指導課取扱案件が3件ございます。まず1点目、学校カウンセラーについて、カウンセラーは人に寄り添ってくれると考えていたが、なかなか言いたいことが言えなかった。という内容でございます。

続きまして、2点目が、小学校・中学校の荷物についてということで、小学校のランドセルや中学校の荷物が重いので、区として対応を求める内容でございました。

最後、3点目でございます。小学校の制服について、男子児童の制服に半ズボンのみという格好は、今の気候に合わないので、寒さで風邪を引いている子もいるので、というような内容の趣旨でございました。

続きまして、教育支援館取扱分が1件でございます。未就学児のきこえとことばの相談についてでございます。担当する言語聴覚士が一名しかいないため、待機人数が多いので、 人材を確保して待機人数が減るようにということのご要望でございました。

恐れ入りますが裏面をご覧ください。続きまして、生涯学習課取扱分1件でございます。 横山大観記念館の外壁についてでございます。横山大観記念館の裏側外壁に「危険 地震 等で倒壊の恐れあり 近寄るな」という内容の貼り紙がされていることについて、白線の 引かれた歩道が記念館側にしかないということで、歩道を歩くということに関しての不安 を感じているということの内容でございました。

続きまして、スポーツ振興課取扱分1件でございます。リバーサイドの卓球場について、 卓球場のフェンスや椅子がほとんど壊れているので新しくしてほしいというご要望でござ いました。

最後、中央図書館取扱分1件でございます。いきいきプラザへの区立図書館の設置要望についてでございます。現住所に生まれ、今も引き続き住んでおり、区立図書館での図書を借りることを楽しみにしておりますが、近くの「いきいきプラザ」には図書館がないということで、他区からの取り寄せ等の手続きができず、また、自分のパソコン等からもリクエストができないということで、「いきいきプラザ」への図書館の設置をご要望された内容でございました。

それぞれ、回答を要するものについては、記載のとおりの回答をさせていただいたところでございます。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応、平成30年12月分についての報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは庶務課のアの日程のほうですけれど も、何かございますか。

(なし)

矢下教育長 次に庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。区長への手紙で ございます。

樋口委員 最初の児童保育課の、この質問があったケースですけど、現状はもう把握されてるんですか。コントロール下にあるわけですか。

児童保育課長 正確には運営会社の親会社が変わったということで、事業者からはこの 広聴カードが出る前にお話はありまして、そこで、いろいろ、今回こういったご意見をい ただいたので、事業者ともヒアリングをさせていただいて、園の状況については把握をし ている状況でございます。

樋口委員 今はもう経営は正常状態に戻っているというか、園長もいて、運営は正常に 行われているということでいいですか。

児童保育課長 園の運営については、現段階で支障がなく運営はされているところでございますが、ただ、こちらにもあるとおり、職員と新しい事業者・体制との中で、若干の考え方の相違があるというところで、今、そこのすり合わせは常時実施をしているという報告がございます。

垣内委員 園長不在の期間は最初からわかっていて、代行を置いたと、つまり、だれかきちんとした責任を持つ方は最初からずっといらっしゃったというふうに理解してよろしいでしょうか。

児童保育課長 ご指摘のような空白の期間はございませんでした。

髙森委員 どんな事情があるかわかりませんけれども、新運営会社が出社停止を命じた ということはいろいろなことがあったのだと思うのです。その辺の事情は、当事者たちで はわかってるのでしょうけれども、教育委員会としてそれを把握しておく必要はあるのか どうか。これは私立園ですよね。指導やアドバイスはできるものなのでしょうか。

児童保育課長 やはり、園運営、児童をお預かりしているという状況ではございますので、園運営に支障があるようなことはあってはならないということで考えております。なので体制等も含め、そういった影響が出ないようにということでは指導はさせていただいているところでございます。

髙森委員 そうですよね。もう一つ、これについて、保護者の様子だとか、そういった ことはヒアリングされていますか。不安を感じているだとか、ほかの園に行きたいだとか。

児童保育課長 ちょうどこのご意見をいただいたのが、12月17日にご意見を受け付けておりますが、その周辺の日にちで保護者の方からご意見というか、園の状況がどういうような状況になっているのかというようなことで、区のほうにも何件かお問い合わせはいただいた、在園児の保護者ということですね、いただいたところでございます。

そういったことに対しても、正確な情報をお答えするためにも、先ほど申し上げました

そのヒアリングを実施して、園の状況の把握に努めたというところでございます。

髙森委員 適切だと思います。

垣内委員 リバーサイドの卓球場なんですけど、壊れているのですか。

スポーツ振興課長 今回、この意見を受けまして、改めて卓球場の備品を調査いたしました。その結果ですが、利用に当たっての支障はないものばかりでした。ただ、一部、経年劣化でぐらつきのあるフェンスも一部ありましたので、それにつきましては取り替えをしております。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては報告どおり了承願います。

(2)学務課 ウエ

矢下教育長 次に、学務課のウ及びエについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでははじめに、平成30年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について、 ご説明いたします。資料6をご覧ください。

まず項番1の健診の目的は、生活習慣病の早期発見に努めるとともに、保護者や子供たちに関心や自覚を持ってもらい、生活習慣の見直しを図ることで、生涯にわたる健康的な生活を実現することでございます。

項番2の対象者は、小学4年生と中学1年生の希望者でございます。また、前年度、前々年度の健診で「要医療」または「要経過観察」の判定を受けた児童・生徒についても受診の対象としております。

項番3の健診場所は、下谷・浅草の両医師会所属の61医療機関にご協力いただきました。 項番4の健診期間、5の健診項目及び6の判定の方法につきましては、資料に記載のとお りでございます。

おめくりいただきまして、資料の2ページをご覧ください。項番7の判定後の指導でございます。健診項目の6項目を見て、重症度が高い項目が多いほう方から、要医療、要経過観察、要指導、管理不要、正常の五つの判定結果としております。判定の結果によりまして、かかりつけ医等での治療や、学校での相談・指導等を行っております。

続きまして、項番8の小学4年生及び中学1年生の健診結果でございます。まず(1)の受診者数及び受診率の今年度の分でございますが、小学校4年生は284人、それから中学校1年生は147人の合計431人。受診率といたしますと、23.8%の子供たちが受診をしております。

次に、3ページから4ページにかけての総合判定でございます。(2)の総合判定のところ、小学4年生は、受診者284人中の69人、41.9%が、要指導、要経過観察、要医療の何等かの医師の関与が必要であるという判定を受けております。おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。こちらが中学1年生になりますが、受診者147人中の50人、34.1%

が同様の判定を受けております。

続きまして、項番9のところになりますが、項番9の前年度、前々年度の健診ですが、こちらで「要医療」または「要経過観察」との判定を受けた児童生徒の受診結果のほうになります。こちらで要医療の判定を受けて今年度受診をいたしました児童・生徒は合計6人で、受診率は30.0%でございました。次のページの、要経過観察の判定を受けた児童生徒は、合計34人で、受診率は、41.9%となっております。

小学4年生で受診をいたしまして、今年度中学1年でも受診をした生徒の受診結果でございますが、小学校4年、中学校1年ともに受診した生徒は65人となっております。

(2)総合判定のところの結果を見ていただきますと、27年度当時、要医療、要経過観察であった10人のうちの8人が要指導・管理不要へと改善いたしております。また、全体を見ますと、平成27年度当時、32人が管理不要、正常であったのに対し、今年度の中学1年生では、39人が管理不要、正常となっており、こちらでも改善傾向が見られます。

続きまして、項番11でございます。6ページになります。こちらの最後のところになりますが、自己チェックシートの活用状況でございます。申し込み案内と一緒に配付をさせていただいております自己チェックシートに、3項目以上該当がある場合は、受診を希望していただかない場合でも、再度受診の勧奨をさせていただいております。

今年度小学4年生で自己チェックシートに3項目以上該当した児童は243人おりまして、そのうち164人が受診し、受診率は67.4%となっております。中学1年生では、3項目以上該当した生徒は154人で、このうち73人の生徒が受診し、受診率にいたしますと、43.2%となっております。その後ろの別紙の1から3につきましては、参考資料となっております。項目別の判定基準及びチェックシート、学校別の受診状況などの資料がございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

1点目の今年度の受診結果の実施結果につきましては以上でございます。

続きまして、小児生活習慣病予防健診のこれまでの経過と今後の対応についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

まず資料の項番1、これまでの経過でございます。まず(1)の予防健診の目的及び(2)の対象者につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。それから、(3)の受診率の推移のグラフのほうをご覧いただきたいと思いますが、グラフの中では、小学生を実線、中学生を点線で記載をさせていただいております。それぞれ年度による増減は多少あるものの、小学4年生につきましては、受診率は増加傾向、中学1年生につきましても、微増の傾向となってございます。

資料の2ページをご覧ください。こちら、(4)は、小学4年生の総合判定結果でございます。一番上のグラフのところにございますとおり、平成21年度以降は概ね1割前後の児童が要医療、または要経過観察という判定を受けてございます。また、その下のグラフは、男女別の判定結果でございます。いずれの年度におきましても、要医療または要経過観察とされた児童の割合は、男子のほうが若干高くなってございます。

続きまして、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。こちらが中学1年生の総合判定の経過でございます。平成21年度以降、要医療または要経過観察とされた生徒は、概ね1割未満となっておりまして、小学4年生と比べると、やや低く出ております。また、男女別に見ますと、小学4年生のところと同様、要医療または要経過観察とされた生徒の割合は、男子のほうが若干高い傾向がございます。

おめくりいただきまして、資料の4ページをご覧ください。(6)は、継続受診対象者の 受診率についてでございます。継続受診対象者とは、前年度及び前々年度に総合判定の結 果が要医療、または要経過観察とされた児童生徒を指しております。グラフをご覧いただ きたいと思います。小学生を実線、中学生を点線で記載しております。小学生・中学生と もに、受診率は残念ながら減少傾向となっております。下段の(7)のグラフは、継続受 診対象者のうち、判定結果が改善した児童・生徒の割合でございます。前年度、または 前々年度の受診時と比べ、判定結果が改善した児童・生徒の割合は、概ね6割前後となっ てございます。

資料5ページをご覧ください。項番2の予防健診受診における課題についてでございます。まず、(1)のところ、1点目といたしまして、受診率の伸び悩みの課題がございます。先ほどご覧いただいたとおり、受診率は緩やかな増加傾向にありますが、予防健診の性質上、多くに児童生徒が受診してくれるよう取り組む必要がると考えております。

2点目といたしまして、継続受診対象者の受診率低下でございます。こちらにつきましても、より多くの対象者が受診するよう、今後取り組みを進めてまいります。

3点目といたしまして、小中学校の養護教諭からの意見でございます。主なものといたしまして、年度当初に保護者から希望をとった上で区へ回答する現在のスケジュールは、他の健診業務もあり厳しいこと、教諭の移動等もあるため、年度はじめの時期に本予防健診に力を入れるというところに関して困難な点が多いこと、また、受診希望の締め切り後に保護者が健診を希望しても受診が難しいこと、希望をとってから実際の受診まで期間があいてしまうので、予防健診に対する関心が薄れてしまうこと、また、健康意識の低い家庭では、そもそも書類自体に目を通してもらえない可能性があること等の意見がございました。

おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。項番3、今後の対応についてでございます。先ほどの課題に対処し、受診率の向上を図っていくため、平成31年度の予防健診の実施方法については、資料に記載のとおり変更をしてまいります。まず、受診勧奨時期を、現在の4月から7月に変更いたします。次に、受診の意思確認のために行っていた受診希望表の提出を廃止いたしまして、受診表に希望する保護者の署名欄を設け、そこに記載いていただくことによってかえることといたします。あわせて、これまで希望者のみに限って受診表を配付しておりましたが、こちらを対象学年の児童生徒全員に配布するという形に変更いたします。また、3点目として、本区独自のわかりやすいリーフレットを作成・配付して参ります。そのほか、夏季休業前の保護者会等の機会を活用して、保護者へ

の説明を行ってもらえるよう、健診の時期を7月20日に変更すること、また、再勧奨の対象者を自己チェックシートに3つ以上該当があり、8月末時点で受診していない者に変更すること、継続受診対象者への勧奨方法を区からの書類の郵送から、学校経由の配付に変更すること、以上の6点の変更を行って、受診率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に項番4の、平成31年度の実施スケジュールでございます。6月下旬に小中学校に受診表等を送付し、7月上旬に各学校において予防健診についての説明を行い、10月末に、予防健診の終了をする予定でございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは学務課のウについて、何かご質問は ございませんか。

樋口委員 意見ですけれども、やっぱり予防健診に行くなんてのはやっぱり重要な課題なので、対策でも述べられていますが、ぜひとも多くの生徒に受診をして、自己管理の基盤としてこの情報をしっかり持って学生生活を送るということを進めていただければありがたいと思います。

矢下教育長 次のウモー緒に何かご質問はございませんか。

垣内委員 この、特に資料の7で、データに基づいてきちんと分析されて、またヒアリングもされて、非常にいいご提案かなというふうに拝見いたしました。ちょっと細かい点ですけれども、4ページの下のグラフですが、平成28年だけ妙に低いんですけど、何か理由があったのでしょうか。ちょっと普通じゃない動きかなと思いました。

それと二つ目は、何であんまり受診しないかというときに、この自己チェックをして、これに該当しないと自分は大丈夫と思ってしまうのが多いかなというふうに思ったんですけれども、今回はまずは全員チェックシートもやるけど、まずは全員で、受診しなかった方で、チェックシートに問題があった人がさらにもう1回リマインドをかけると、こういうシステムだという理解でよろしかったでしょうか。

それと、これは基本的に受ける方は無料でという理解でよかったでしょうか。

学務課長 まずは1点目の平成28年度の中学生の改善結果のちょっと低いところなんですが、こちらはすみません、私もデータを改めて見直したのですが、たまたま数字でこういう状況だったということのようでして、特別この年に何かがということではなかったものでございます。

それから2点目のところでございますが、実際にこのチェックシートに関しましては、 先ほどの資料6のところの後ろのほうに参考別紙の2枚目ということでつけさせていただい ておりますが、希望者ということではあるんですけれども、その希望するときの目安とし て、確かにお出ししているので、そのように解釈されてしまうと大丈夫だというふうに誤 解を招いてしまうかもしれないところがあるかもしれません。ただ、これを参考にしなが らやっていただく、手を挙げていただくんだよということでのアナウンスはさせていただ きつつこれまでもやっては来ておりますので、そこのところは改めてきちんと誤解のないようにしていきたいと考えます。

それから3点目につきましては、無料でございます。

垣内委員 あと、もう一つ、受診勧奨方法なんですけど、学校経由による配付ということであると、そういう対象者に選別しながらお渡ししなきゃいけないですよね。ちょっと手間がかかりませんか。

どうせだったら全員にまいて、もう受診した人は必要ないとか、何かそういうちょっと 効率化を図ったほうがいいような気がしましたが、そこは大丈夫なんでしょうか。

学務課長 まずは、一番最初の受診のときに関しては、今までは本当に希望者ということであったんですけれども、全員に配付した上で希望する方は返していただくような形になってまいります。

さらに勧奨する場合に関しては、これまでは、勧奨のお知らせを区のほうから直接郵送していたんですが、それだと見ていただけなかったりとか、そういったところのロスがありそうだというところを含めて、学校のほうに協力をいただいて、学校から配付をさせていただくということで、確かに対象者数は若干おりますけれども、そこはきちっと分けてやるようにはしていきたいと考えております。

高森委員 今、垣内委員から、自己チェックの件がありましたけれども、資料6の9ページ、前回も確かこの話題は出たと思います。非常にあいまいで、でもあいまいにしてある理由もききました。対象が児童や生徒だからということで。ただ、それにしても、やはりこれは自己チェックですから、児童や生徒本人だけでチェックすることが考えられると思うのですね。内容的に見ても、例えばこの項目の1番と3番と5番は白黒はっきりしているのですが、それ以外は全部グレーゾーンなのですよ。肥満傾向が多い人である、太りぎみだと思う、何々が多い、何々しやすい、これらは非常にあいまいな表現になっています。これは対象となる子供たちだけではなくて、例えば保護者と一緒にこれをチェックしてもらうような取り組みをしないと、客観的に自分の様子を子供たちが自分でちゃんと自己診断できるかどうかという心配があります。そのあたりは、工夫は特に考えたりしませんでしょうか

矢下教育長 ご指摘のとおり、児童・生徒本人がチェックをしてということになってしまうところと、基準が確かにその人の判断で、若干幅がついてしまうということはございます。こちらは実際に予防健診の実施のお知らせということを差し上げるときにお送りしているんですけれども、そのときには、お子さん本人のみならず、親御さんも一緒に、ご家族で確認してチェックを入れてという形での、一応ご案内はしております。実際そこをきっちりやっていただけるようにしていきつつ、今後、ちょっとそのあたりで、より正確にやるようなものがあればいいなと、試行錯誤しているところでございます。

矢下教育長 ここで、樋口委員が所用により退席されました。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条

第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。それでは、会議を続けます。 髙森委員 この「自己」の2文字を何か他の表現にしたほうがいいような気がします。 「自己」と入れてしまうと、自分ひとりで、己でやるということになってしまいますから。 学務課長 検討させていただきます。

末廣委員 資料の6の最後のところに、いわゆる学校別の申込率が出てますが、これを見ると、学校によって相当差があるんですが、今度、そのいわゆる今後の対応で変えて行くところで、いわゆるその学校経由で配付していくことがあれば、このでこぼこが大分平均化するんじゃないかという気がします。全体的に今後の対応、資料7の最後、4月を今度は7月にするとかですね、非常に受けやすい変更が、改善がありますので、この次は相当受診率が高くなるんじゃないかという気もします。

それから、申し込みして、そのやるというんじゃなくて、この小学校なんかは、特に、この人数でしたら、もう全員をやってもいいんじゃないかという気もしますけどね、それは一遍にするのはなかなか難しいと思いますが、とにかく受診率を上げていくという工夫が、今回なされていますので、大分期待できるんじゃないかと思います。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のウ及びエについては、報告どおり了承願います。

(3)児童保育課 オ

矢下教育長 次に、児童保育課のオについて、児童保育課長、報告をお願いします。

児童保育課長 それでは、報告事項、認可保育所の開設予定時期等の変更について、ご報告をいたします。資料8をご覧ください。

項番1、対象施設の概要でございます。施設名称は、(仮称)當麻保育園で、所在地は清川一丁目5番でございます。建物構造・延床面積は資料記載のとおりでございます。運 営事業者は、学校法人當麻学園でございます。

項番2、開設予定時期等の変更でございます。今般、運営事業者から、工事スケジュールの見直しにより、開設予定時期等を変更する旨の申し出がございました。

当初の予定では、平成31年4月1日開設で、定員は0歳から5歳の90名でございました。 変更後は、平成31年10月1日開設で、定員は0歳から4歳の72名で、5歳児クラスにつきましては、翌年度からの開設となるということでございます。

報告事項の説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

髙森委員 前回、仰願寺の新制度への移行の話だったのですが、あれは、この施設と合わせての認可ではないのですね。これはこれで別なのですね。

児童保育課長 はい。別の施設になります。

髙森委員 そういったことであれば、認識しました。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、児童保育課のオについては、報告どおり了承願います。

(4)指導課力

矢下教育長 次に、指導課の力について、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 それでは、台東区優秀教員・優秀団体奨励について、ご説明いたします。資料は9でございます。

項番1、本奨励制度の目的についてです。本奨励制度は、当該学校の教育活動の充実や、 広く台東区の教育の振興・発展への貢献が認められる者及び団体の功績を称え奨励し、教 員及び団体のさらなる意欲喚起及び人材の育成を図り、活力ある学校教育の実現を図るこ とを目的としております。

項番2、概要についてです。優秀教員は、A教育活動実践部門と、B地域・部活動等部門の2部門の推薦区分がございます。また、A、教育活動実践部門については、教員経験年数に応じて、ステージ 、 、 というキャリアプランのステージに分けて推薦を受けております。推薦から決定までの流れは(2)のとおりでございます。

恐れ入りますが、裏面、項番3をご覧ください。今年度は、7名の優秀教員が奨励対象となっております。団体につきましては、今年度の対象はございません。表彰者の概要につきましては、それぞれの表、右側に記載のとおりでございます。

奨励を受けた先生方につきましては、毎年3月に指導課にて発行している指導課だよりにより紹介を行い、広く学校園に周知をいたします。

最後に、項番4、表彰式ですが、3月12日火曜日の定例教育委員会終了後、ここ、教育委員会室においてとり行う予定でございます。

委員の皆様の励ましのお言葉をいただきたく、ご多用とは存じますが、ご臨席賜りますよう、お願い申し上げます。

台東区優秀教員、優秀団体奨励についてのご説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、指導課の力については、報告どおり了承願います。

(5)中央図書館 キ

矢下教育長 次に、中央図書館のキについて、中央図書館長、報告をお願いします。

中央図書館長 それでは、報告事項(5)東浅草小学校大規模改修に伴う東浅草なかよ し図書館の休館について、ご報告いたします。

本件はまちかど図書館の一つであります、なかよし図書館を一時的に休館するものでございます。資料の順に沿ってご説明させていただきます。

項番1、施設の現況でございます。所在地・開設時期は記載のとおりでございます。開館時間につきましては、こちらの平日につきましては、学校の児童・生徒を対象に読書支援を行っております関係で、まちかどとしての開館時間は、学校で使用していない土曜日・日曜日・祝日の午前10時から午後5時までとなってございます。

項番2、休館期間でございます。学校の改修が6月からの予定でございまして、図書の整理など、移動の準備などを含めまして、ゴールデンウィーク明けの5月7日から改修工事が終了する、平成33年と書いてございますが、2021年の意味でございます。その9月まで休館する予定でございます。

項番3、改修内容でございます。現在は教室の1室を利用しておりますけれども、改修工事後は、体育倉庫のある場所を改修しまして、図書館を移設するものでございます。なお、場所の変更に伴いまして、出入り口や入管経路も変更する予定でございます。

項番4、今後のスケジュールでございます。第1回定例会、区議会への報告後、先ほどご説明いたしましたとおり、5月7日から休館にはいりまして、平成33年9月にリニューアルオープンの予定でございます。

最後に項番5番、利用者への周知でございますが、広報やホームページなどで周知して まいります。なお、学校からも保護者の方へ、校舎の改修とあわせて既にお話はいただい ているところでございます。

報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、中央図書館のキについては、報告どおりご了承願います。

3 その他

矢下教育長 その他何かございますでしょうか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。 これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時27分 閉会